

学校法人バプテスト学園
ひかり幼稚園園則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この幼稚園は、ひかり幼稚園という。

(位 置)

第2条 この幼稚園は、札幌市中央区南 21 条西 14 丁目 3 番 10 号に置く。

(目 的)

第3条 この幼稚園は、キリスト教精神に基づき、学校教育法の規定により保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする。

(入園資格)

第4条 この幼稚園に入園できる者は、満 3 歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

(収容定員)

第5条 この幼稚園の保育の定員を 105 人とし、3 学級に分ける。

(保育年限)

第6条 この幼稚園の保育年限は、1 年・2 年・3 年及び 4 年未満とする。

第2章 学年、学期、及び休業日

(学 年)

第7条 学年は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(学 期)

第8条 学期は、次のとおりとする。

第 1 学期 4 月 1 日から 7 月 31 日まで

第 2 学期 8 月 1 日から 12 月 31 日まで

第 3 学期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりにする。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 国民の祝日

(3) 開園記念日

(4) 夏季休業

(5) 冬季休業

(6) 春季休業

2 教育上特に必要があるときは、休業日に教育を行うことがある。この場合、教育日を休業日に振り替えることがある。

3 非常変災その他急迫の事情があるとき、または伝染病予防上必要があるときは、臨時に休業することがある。

第3章 教育課程及び教育週数

(教育課程・教育週数)

第10条 教育課程及び教育週数は、幼稚園教育要領に従い園長が別に定める。

第4章 入園、退園、休園、修了及び表彰

(入 園)

第11条 入園の手続きは、次のとおりとする。

(1) 入園を希望する幼児の保護者は、園長が別途定める書面を指定の期日までに園長に提出する。

(2) 入園は、園長がこれを許可する。

(3) 入園を許可された幼児の保護者は、指定の期日までに入園受入準備金及び入園検定料を納入する。

(4) 前号に定める手続きが指定の期日までに行われなときは、園長は入園の許可を取り消すことがある。

(退園・休園)

第12条 退園又は休園しようとする園児の保護者は、所定の退園願又は休園願を園長に届け出るものとする。

(転入園)

第13条 転入園に関しては、第11条の規定を準用する。

(修了証書)

第14条 この幼稚園所定の教育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

(表彰)

第15条 園長は、心身の発達が著しい園児又は他の模範となる園児を表彰することができる。

第5章 教職員組織

(教職員組織)

第16条 教職員組織は、次のとおりとする。

1	園長	この幼稚園の管理運営を統括する。	1人
2	教頭	この幼稚園の管理運営について園長を補佐し、必要に応じ園児の教育を行う。	1人
3	教諭	園児に対し教育を行う	3人以上
4	園医(嘱託)	この幼稚園における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。	2人(歯科医を含む)
5	事務職員	経理事務その他庶務業務を行う。	1人以上
6	用務員	園舎及び備品の保安全管理を行う	1人以上

第6章 納付金

(検定料)

第17条 入園にあたり納付する金額は以下のとおりとする。

(1) 入園受入準備金 30,000円

(2) 入園検定料 3,000円

(納付金)

第18条 国の定めにより、満3歳から小学校就学までの園児に対する保育料は無償とする。

2 園児の保護者は、教育環境充実費として一年あたり30,000円を納入する。ただし、第2学期の開始日以降に入園した者については、その納入金額を20,000円とし、第3学期の開始日以降に入園した者については、その納入金額を10,000円とする。また、学年の途中にて退園する者については、園長の判断により、既納の教育環境充実費の一部を返還することがある。

(返還)

第19条 既納の入園受入準備金は、園児の入園の如何を問わず、返還しない。ただし、入園日までに保護者の転勤により入園を取り消す者に対しては、転勤を証明する物の提出があった場合に限り、入園受入準備金を返還する。

第7章 補則

(補則)

第20条 この園則に関し必要な事項は、園長が別に定める。

附則

- 1 この園則は、1954年5月10日から施行する。
- 2 この園則の一部改正は2012年4月1日から施行する。
- 3 この園則の一部改正は2018年4月1日から施行する。
- 4 この園則の一部改正は2020年4月1日から施行する。
- 5 この園則の一部改正は、2025年10月5日から施行する。